２８　区外の認可保育施設に継続通園するための手続き

区外から文京区に転入した後も継続して区外の認可保育施設への通園を希望する場合は、文京区幼児保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

申込先	電子申請もしくは文京区幼児保育課入園相談係窓口 【転入後お手続きフォーム（区外継続通園）】 https://logoform.jp/form/6KSu/1060149
受付期間	文京区に住民票を移した月中
必要書類	①教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書 ※希望する保育所の第１希望に、継続希望の施設名をご記入ください。 ②保育の必要性を確認するための書類（P26 参照） ③保育料階層を決定するための資料（P28 参照）＊ ④（ひとり親の場合）戸籍謄本又は離婚届受理証明のコピー

※　各市区町村によって、継続通園ができる期間が異なります。文京区でのお手続きの前に、期間について各市区町村にご確認ください。

※　電子申請の場合は、①のご提出は不要です。

２９　事業所内保育所（従業員枠）へ入園した場合の手続き

事業所内保育所（従業員枠）に入園した場合は、幼児保育課入園相談係にて、お手続きをしてください。

申込先	電子申請もしくは文京区幼児保育課入園相談係窓口 【事業所内保育所(従業員枠)・居宅訪問型保育事業　入所申請フォーム】 https://logoform.jp/form/6KSu/1263646
受付期間	事業所内保育所へ入園後速やかに
必要書類	①教育・保育給付認定申請書兼保育所入所（転所）申込書 ②保育の必要性を確認するための書類（P26 参照） ③保育料階層を決定するための資料（P28 参照）＊ ④受託証明書

※　育児休業中に就労要件で申込みをした方は、入園月末日までに復職する必要があります。復職後は「復職証明書」を幼児保育課までご提出ください。
なお、期限までの復職が確認できない場合、認定を遡って取り消す可能性があります。

※　事業所内保育所を退園する場合は、保育所へのお手続きと合わせて、幼児保育課に退所届をご提出ください（電子申請可）。

※　電子申請の場合は、①のご提出は不要です。

＊「**③保育料階層を決定するための資料**」について
文京区内に在住し、認可保育所等を利用するすべてのお子さまの保育料は無償となりますが、保育料階層を確定させ、副食費の負担区分を決定する必要があることから③のご提出が必要となります。詳しくは P43 をご覧ください。